

○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則

〔平成17年3月24日  
法人規則第8号〕

改正 平成17年法人規則第40号  
平成17年法人規則第54号  
平成17年法人規則第59号  
平成18年法人規則第9号  
平成18年法人規則第46号  
平成18年法人規則第54号  
平成19年法人規則第11号  
平成19年法人規則第57号  
平成20年法人規則第3号  
平成20年法人規則第30号  
平成21年法人規則第8号  
平成21年法人規則第22号  
平成21年法人規則第37号  
平成21年法人規則第50号  
平成22年法人規則第6号  
平成22年法人規則第46号  
平成22年法人規則第51号  
平成22年法人規則第55号  
平成23年法人規則第23号  
平成23年法人規則第54号  
平成24年法人規則第16号  
平成24年法人規則第40号  
平成24年法人規則第44号  
平成24年法人規則第48号  
平成24年法人規則第61号  
平成25年法人規則第15号  
平成25年法人規則第48号  
平成25年法人規則第51号  
平成26年法人規則第8号  
平成26年法人規則第34号  
平成26年法人規則第41号  
平成27年法人規則第7号  
平成27年法人規則第30号  
平成27年法人規則第33号  
平成27年法人規則第39号  
平成28年法人規則第4号  
平成28年法人規則第8号  
平成28年法人規則第18号  
平成28年法人規則第48号

平成28年法人規則第54号  
平成29年法人規則第2号  
平成29年法人規則第7号  
平成29年法人規則第26号  
平成29年法人規則第31号  
平成30年法人規則第2号  
平成30年法人規則第14号  
平成30年法人規則第40号  
平成30年法人規則第48号  
平成31年法人規則第2号  
平成31年法人規則第6号  
平成31年法人規則第15号  
令和元年法人規則第11号  
令和元年法人規則第19号  
令和2年法人規則第2号  
令和2年法人規則第3号  
令和2年法人規則第17号  
令和2年法人規則第37号  
令和2年法人規則第38号  
令和2年法人規則第44号  
令和3年法人規則第1号  
令和3年法人規則第6号  
令和3年法人規則第22号  
令和4年法人規則第2号  
令和4年法人規則第22号  
令和4年法人規則第63号  
令和5年法人規則第13号  
令和5年法人規則第34号  
令和5年法人規則第37号  
令和6年法人規則第6号  
令和6年法人規則第33号

## 国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給与総則（第2条－第9条）
- 第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸（第10条－第11条の3）
- 第4章 俸給月額の決定（第12条－第16条の4）
- 第5章 昇給及び降号（第17条－第19条）
- 第6章 給与の調整（第20条－第23条）
- 第7章 手当（第24条－第49条の6）
- 第8章 休業給（第50条）

第9章 雑則（第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第67条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の大学本部等、東京キャンパス及びマレーシア校に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与総則

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類		給与の計算期間	給 与 支 給 日		
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）		
	俸給の調整額				
	休業給				
手当	管理職手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第32条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）		
	産業医手当				
	初任給調整手当				
	扶養手当				
	教育研究等連携手当				
	住居手当				
	通勤手当				
	単身赴任手当			月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	海外教育拠点勤務手当				
	高所作業手当				
爆発物取扱等作業手当					
死体処理手当					
放射線取扱手当					

異常圧力内作業手当			
山上等作業手当			
夜間等診療手当			
極地観測手当			
時間外勤務手当			
緊急手術手当			
緊急診療手当			
分娩取扱手当			
母体搬送調整手当			
周産期医療指導手当			
妊産婦緊急搬送入院手当			
面接指導実施医師手当			
休日給			
夜勤手当			
期末手当			6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
勤勉手当			
期末特別手当			
学位論文指導手当	学位を授与することが決定した月の翌月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）		
共通科目等担当手当	3月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）その日が土曜日に当たるときは、16日）		
特別貢献手当	3月31日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）		

2 前項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条に規定する基本年俸、年俸制教員業績給、年俸制奨励手当及び年俸制教員特別手当の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、前項の規定に準ずる。ただし、本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基本年俸である職員（以下「基本年俸職員」という。）のうち国立大学法人筑波大学のテニユアトラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号）により雇用される助教（以下「テニユアトラック制助教」という。）、外国語教育等を担当する外国人教員のうち、基本年俸職員となることが適切であると学長が認めた者（以下「外国語教育等担当外国人教員」という。）、特定の業務を遂行するため雇用される者（以下「特定業務遂行職員」という。）及び満63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員の給与は、別に定める。

(1) 基本年俸 第11条の2に規定する基本年俸額の12分の1の額を第11条の2に規定

する基本年俸表に定める基本月額として毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。

- (2) 年俸制教員業績給 第49条の4に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (3) 年俸制奨励手当 第49条の5に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (4) 年俸制教員特別手当 第49条の6に規定する額を12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。
- (5) 基本年俸職員の俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、通勤手当、海外教育拠点勤務手当、放射線取扱手当、夜間等診療手当、緊急手術手当、緊急診療手当、分娩取扱手当、母体搬送調整手当、周産期医療指導手当、妊産婦緊急搬送入院手当、時間外勤務手当、夜勤手当、面接指導実施医師手当、休日給、学位論文指導手当、共通科目等担当手当及び特別貢献手当の給与の計算期間及び支給日は、前項の規定に準ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条に規定する基幹年俸の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、第1項の規定に準ずる。

- (1) 基幹年俸の給与のうち第11条の3に規定する年俸基本給表に定める基幹月額  
毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (2) 基幹年俸の給与のうち第47条の2に規定する業績給手当 6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額、基本年俸表に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から本部等職員就業規則第50条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、年俸制教員業績給及び年俸制奨励手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

- (1) 退職又は解雇されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- (3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第42条及び第43条から第44条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から扶養手当を除く。）、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、海外教育拠点勤務手当、基本年俸表に定める基本月額、第49条の4に規定する年俸制教員業績給表に定める基本月額、第49条の5に規定する年俸制奨励手当の額の12分の1の額又は国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成26年法人規則第34号）附則第7項に規定する年俸制奨励手当表に定める基本月額（以下「年俸制奨励手当表等に定める基本月額」という。）及び年俸基本給表に定める基幹月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第42条及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸

(俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件を考慮して決定する。

3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職員(一)俸給表(別表第1)

(2) 一般職員(二)俸給表(別表第2)

(3) 教育職員(一)俸給表(別表第3)

(4) 医療職員(一)俸給表(別表第4)

(5) 医療職員(二)俸給表(別表第5)

(6) 指定職員俸給表(別表第6)

2 前項の俸給表に定める俸給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(基本年俸)

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

2 前項の基本年俸表に定める年俸は、前条第2項の規定を準用することができる。

(基幹年俸)

第11条の3 基幹年俸は、別表第7の2に定める年俸基本給表の級及び号俸に対応する年俸基本給の額並びに第47条の2に規定する業績給手当の額の合計額とする。

2 前項の年俸基本給表に定める年俸は、第11条第2項の規定を準用することができる。

#### 第4章 俸給月額、基本年俸額及び年俸基本給の決定

(俸給月額の決定)

第12条 新たに雇用する職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

(昇格)

第13条 本部等職員就業規則第10条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(降格)

第14条 本部等職員就業規則第15条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(初任給基準を異にする異動)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(基本年俸額の決定)

第16条の2 新たに雇用する基本年俸職員の基本年俸の号俸は、その者の業績及び能力を考慮して学長が決定する。

第16条の3 基本年俸の号俸は、前3年度から前年度までの基本年俸表を適用する大学教員の業績評価(以下「年俸制教員業績評価」という。)の結果に基づき、翌年度の4月1日に変更することがある。ただし、テニュアトラック制助教、外国語教育等担当外国人教員及び特定業務遂行職員には適用しない。

2 基本年俸職員の職に変更が生じた場合は、基本年俸表に定める号俸を変更するものとする。

(年俸基本給の決定)

第16条の4 新たに雇用する職員のうち本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基幹年俸であるもの(以下「基幹年俸職員」という。)の年俸基本給は、第12条から第16条までの規定を準用して算出した額を基礎とし、他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

## 第5章 昇給及び降号

(昇給及び降号)

第17条 職員(指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員を除く。)の昇給及び降号は、法人規程で定める日に、同日前1年間(大学教員にあっては、同日の属する年度の前年度1年間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給又は降号させるか否か及び昇給又は降号させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして法人規程で定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。

3 55歳(一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。

4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給及び降号に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 基幹年俸職員の昇給及び降号は、前条の規定を準用し算出した号俸数相当分とする。



## 第19条 削除

### 第6章 給与の調整

#### (休職者の給与)

第20条 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第1号の規定により休職にされたときは、次に掲げる場合を除き、給与を支給しない。

- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
  - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸給の調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の80を支給する。
- 2 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の60以内を支給することができる。
- 3 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の100以内（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給することができる。
  - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の70以内を支給することができる。
- 4 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

#### (育児短時間勤務者の給与)

第20条の2 職員が本部等職員就業規則第26条の2の規定により育児短時間勤務をすることになったときは、俸給月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、海外教育拠点勤務手当、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額にそれぞれ算出率（当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を支給する。

## 第20条の3 削除

(給与の減額及び不支給)

第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、本部等職員就業規則第38条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第9号)第15条の規定による特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる。
- 3 前項の規定により俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。
- 4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

(混合給与が適用される職員の給与の減額)

第21条の2 混合給与が適用される職員が所定の業務を勤務しないときは、第2条第1項に規定する職員については俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当、同条第2項に規定する職員については基本年俸表に定める基本月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、年俸制教員業績給表に定める基本月額及び年俸制奨励手当表等に定める基本月額、同条第3項に規定する職員については年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当に職員がその勤務しない業務に応じた割合を乗じて得た額を減額して支給する。

(俸給の調整額)

- 第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額(第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給月額を含む。以下この条において同じ。)及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 前項の規定により俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。
  - 3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表(第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給表を含む。)及び年俸基本給表の職務の級に応じて別表第

9に掲げる調整基本額(その額が俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### (派遣職員の給与)

第23条 職員が本部等職員就業規則第13条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第11条に該当する場合は、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額又は教育研究等連携手当として支給する。

### 第7章 手当

#### (管理職手当)

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第25条 削除

第26条 削除

#### (産業医手当)

第26条の2 産業医手当は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則(平成16年法人規則第29号)第5条に規定する産業医に選任された者に支給する。

2 前項の手当額は、月額18,000円とする。

#### (初任給調整手当)

第27条 初任給調整手当は、教育職員(一)俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員(医師免許証又は歯科医師免許証を有する職員に限る。)に支給する。

2 初任給調整手当の月額は、採用又は異動により前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### (扶養手当)

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、指定職員俸給表の適用を受け

る職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいい、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

区分	対象者	手 当 額
第1号	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(基幹年俸職員で年俸基本給表に定める級が5級であるものを含む。)(以下「一般職員(一)8級職員等」という。))にあっては、3,500円、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの(以下「一般職員(一)9級職員」という。))にあっては、支給しない。)
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(一般職員(一)8級職員等にあっては、3,500円、一般職員(一)9級職員にあっては、支給しない。)
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号	重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族(一般職員(一)9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(教育研究等連携手当)

第29条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額は、俸給月額、年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の19.7
上記以外	100分の15.5

- 2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第30条 削除

(住居手当)

第31条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分		手当額	
第1号	自ら居住するため住宅（貸間を含み、本邦に所在するものに限る。以下この条において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
		ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
		イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号	第33条の規定により単身赴任手当を支給される職員又は第33条の2の規定により海外教育拠点勤務手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(通勤手当)

第32条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメ

一トール未満である職員及び第33条の2の規定により海外教育拠点勤務手当を支給される職員には支給しない。

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

区 分		手 当 額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、1か月当たり55,000円を上限とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
		使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
		使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
		使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
			使用距離が片道60キロメートル以上
第3号	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないも

のとする。

- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務者」という。)であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### (単身赴任手当)

第33条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動及び国の機関等からの人事交流等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員に支給する。ただし、次条の規定により海外教育拠点勤務手当を支給される職員には支給しない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### (海外教育拠点勤務手当)

第33条の2 海外教育拠点勤務手当は、外国における生活環境その他の就労条件等を考慮して、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号。以下

この項において「基本規則」という。)第34条の5第1項に規定する海外教育拠点支援室に勤務する職員又は基本規則第44条第1項に規定する学群のうち主として外国に置く学群の業務に従事する職員であつて、直前の勤務地が本邦である職員のうち当該学群が置かれる外国における勤務を命じられた職員(以下この条において「在外職員」という。)に対して支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 海外教育拠点勤務手当は、次の各号に定める費目で構成する。

- (1) 海外教育拠点勤務基盤費 在外職員が現に外国において勤務するために必要な衣食等の経費に充てるためのもの
- (2) 海外住居費 在外職員が現に外国において勤務するために必要な住宅(貸間を含む。以下この条において同じ。)の経費に充てるためのもの
- (3) 子女教育費 在外職員の子が外国において学校教育その他の教育を受けるために必要な経費に充てるためのもの
- (4) 健康管理費 在外職員が自発的な健康診断の実施等健康管理のために必要な経費に充てるためのもの

3 海外教育拠点勤務手当の月額は、前項各号に定める費目の種類に応じて、それぞれ次に定める額の合計額とする。

- (1) 海外教育拠点勤務基盤費 292,200円
- (2) 海外住居費 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃又はこれに相当する使用料を支払う在外職員 116,500円(配偶者又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子であつて、他に生計の途がなく主として在外職員の扶養を受けているものを伴う(一時的な滞在を除く。)在外職員にあつては、その額に58,200円を加算した額)
- (3) 子女教育費 満3歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在外職員の子のうち他に生計の途がなく主として在外職員の扶養を受けているもの(以下この号において「年少子女」という。)が、外国の勤務地に所在する学校(法人規程で定める学校を除く。)で就学し、又はこれと同等であると任命権者が認めた教育を受け、在外職員がそれらの教育費を負担する場合、次に掲げる区分に応じて、年少子女1人につきそれぞれ次に定める額
  - ア 満3歳に達する日以後の最初の4月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 37,000円
  - イ 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 74,800円
- (4) 健康管理費 2,500円(配偶者を伴う(一時的な滞在を除く。)在外職員にあつては、その額に2,500円を加算した額)

4 前3項に規定するもののほか、海外教育拠点勤務手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(高所作業手当)

第34条 高所作業手当は、次の表に掲げる場合に支給する。高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、その額に100分の60を乗じて得た額)とする。

作業の区分	手当額
山岳科学センターに勤務する職員のうち一般職員	220円(当該作業が地上20メートル)



(一) 俸給表の適用を受ける職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等の作業に従事したとき。	ル以上の箇所で行われたときは、320円)
施設部に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。	200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)

(爆発物取扱等作業手当)

第35条 爆発物取扱等作業手当は、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、180円)とする。

(死体処理手当)

第36条 死体処理手当は、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表に掲げる場合に支給する。死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事したときにあつては、第2号の作業に係る手当を支給しない。

作 業 の 区 分		手 当 額
第1号	医学系技術室の職員が医学群解剖実習室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円
第2号	医学系技術室の職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

(放射線取扱手当)

第37条 放射線取扱手当は、次に掲げる事由に該当する場合であつて、当該者が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であつたことが認められたときに支給する。

- (1) 診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 職員が、放射線管理区域内において、人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)第3条第5項各号に掲げる業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、同項に該当することとなつた月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第38条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる事由に該当する場合に支給する。

- (1) 職員が、気圧57キロパスカル以下の低圧室内において生体反応の実験の作業に従事したとき。
- (2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- (3) 職員が国立研究開発法人海洋研究開発機構に所属する潜水艇に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業1回につき1,200円(1か月の総額が、17,000円を超える場合は、17,000円とする。)

(2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき。	1,500円

(3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

職務の級	手当額
一般職員(一) 俸給表4級以上の級 教育職員(一) 俸給表3級以上の級 年俸基本給表3級以上の級	2,200円
一般職員(一) 俸給表3級及び2級 教育職員(一) 俸給表2級 年俸基本給表2級	1,700円
一般職員(一) 俸給表1級	1,400円

(山上等作業手当)

第39条 山上等作業手当は、一般職員(一) 俸給表の適用を受ける職員のうち、山岳科学センター八ヶ岳演習林(11月1日から翌年4月30日までの期間に限る。)、川上演習林又は井川演習林に勤務する職員が、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき260円とする。

(夜間等診療手当)

第39条の2 夜間等診療手当は、教育職員(一) 俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)を含む時間又は本部等職員就業規則第50条に休日として規定されている日(以下「休日として規定されている日」という。)において行われる診療業務に従事したときに支給する。ただし、夜間等診療手当を支給する場合は、第42条の2、第42条の3及び第44条に規定する手当は支給しない。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき20,000円とする。ただし、附属病院長が特に困難と認める業務に従事した場合は、本項の規定により得られる額にその勤務1回につき10,000円を加算した額とする。

(極地観測手当)

第40条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める

額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級	手当額
教育職員（一）俸給表5級 年俸基本給表5級	4,100円
一般職員（一）俸給表6級、5級及び4級 教育職員（一）俸給表4級及び3級 年俸基本給表4級及び3級	3,100円
一般職員（一）俸給表3級 教育職員（一）俸給表2級 年俸基本給表2級	2,400円
一般職員（一）俸給表2級	2,000円
一般職員（一）俸給表1級	1,900円

#### 第41条 削除

（時間外勤務手当）

第42条 時間外勤務手当は、本部等職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間（本部等職員就業規則第26条の2の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100を支給する。

2 前項の勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の150を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあっては、100分の125を支給する。

（緊急手術手当）

第42条の2 緊急手術手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員のうち、専門業務型裁量労働制により勤務するものが、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、次に掲げる緊急の手術又は麻酔の業務に従事したと附属病院長が認めたとときに支給する。ただし、緊急手術手当を支給する場合は、第39条の2、第42条、第42条の3、第43条及び第44条に規定する手当は支給しない。

- (1) 極めて困難な業務に従事したとき。
- (2) 特に困難な業務に従事したとき。
- (3) 困難な業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手 当 額
前項第1号の勤務	20,000円
前項第2号の勤務	12,000円
前項第3号の勤務	6,000円

(緊急診療手当)

第42条の3 緊急診療手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員のうち、専門業務型裁量労働制により勤務するものが、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、所定のオンコール体制による緊急呼出等を受けて次に掲げる緊急診療の業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。ただし、緊急診療手当を支給する場合は、第39条の2、第42条、第42条の2、第43条及び第44条に規定する手当は支給しない。

- (1) 生命の危険のある病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (2) 前号以外の予期しない病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (3) 患者の家族等への診療に関する説明に従事したとき。ただし、休日として規定されている日に従事したときに限る。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手 当 額
前項第1号の勤務	15,000円
前項第2号の勤務	10,000円
前項第3号の勤務	5,000円

(分娩取扱手当)

第42条の4 分娩取扱手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、分娩に係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その分娩1件につき、10,000円とする。

(母体搬送調整手当)

第42条の5 母体搬送調整手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜を含む時間又は休日として規定されている日において、附属病院長が茨城県から事業委託のあった母体搬送の調整業務の担当を指定した者に支給する。

2 前項の手当の額は、7時間45分の勤務につき、3,400円とする。

(周産期医療指導手当)

第42条の6 周産期医療指導手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が月の初日から末日までの間に、小児科、小児外科、産科又は婦人科において、臨床研修指導に係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

2 前項の手当の額は、同項に該当することとなった月1月につき10,000円とする。

(妊産婦緊急搬送入院手当)

第42条の7 妊産婦緊急搬送入院手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、緊急搬送された妊産婦の入院受入れに係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

ときに支給する。

2 前項の手当の額は、その受入れ1件につき、10,000円とする。

(面接指導実施医師手当)

第42条の8 面接指導実施医師手当は、面接指導実施医師(教育職員(一)俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員(医師免許証を有する職員に限る。以下この項において「医師」という。))であつて、厚生労働省が行う面接指導に必要な知見に係る研修を修了したものをいう。)が、本部等職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務が原則として1か月について100時間以上になると見込まれる医師に対して行う健康状態等の確認をするための面接指導を実施したと附属病院長が認めるときに支給する。

2 前項の手当の額は、その面接指導1回につき、2,000円とする。

(休日給)

第43条 休日給は、本部等職員就業規則第50条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給する。

2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の160を休日給として支給する。

(時間外勤務手当及び休日給の特例)

第43条の2 第42条及び前条の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務)及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、100分の175)を支給する。

2 職員が国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第19条の2に規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する60時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第42条第1項に規定する時間外勤務手当(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する時間外勤務手当)又は前条第1項に規定する休日給(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する休日給)を支給する。

(夜勤手当)

第44条 夜勤手当は、本部等職員就業規則第52条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。ただし、第43条及び第43条の2の規定により休日給が支給されることとなる場合には支給しない。

第45条 削除

(期末手当)

第46条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第48条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは本部等職員就業規則第73条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡（以下「退職等」という。）した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職等した職員にあつては、退職等の日現在。以下この条から第48条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額（次項及び第4項に規定する額を含む。）に100分の122.5（別表第13に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表（1）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 別表第12に定める職員にあつては、俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。

4 特定幹部職員にあつては、前項に規定する額に、俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）に別表第13の職種に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を第2項に規定する合計額に加算して得た額とする。

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(勤勉手当)

第47条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定

める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 3 大学教員にあっては、第1項中の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （業績給手当）

第47条の2 業績給手当は、基準日にそれぞれ在職する基幹年俸職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した基幹年俸職員についても同様とする。

- 2 業績給手当の額は、それぞれの基準日現在において前条及び第46条の規定を準用して算出した額の合計額とする。
- 3 前項の場合において、前条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。

#### （期末特別手当）

第48条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職員俸給表の適用を受ける職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した職員で指定職員俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）及び教育研究等連携手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）に100分の25を乗じて得た額（本部等職員就業規則第19条の規定により休職にされている者（第20条

第1項第1号の規定の適用を受ける者を除く。)以外の職員に限る。)を加算した額を基礎として100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第46条第2項の表(1)に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額)とする。

- 3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において本部等職員就業規則第95条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### 第49条 削除

(学位論文指導手当)

第49条の2 学位論文指導手当は、筑波大学の大学院の学生1人につき主として指導した大学教員1人及び副として指導した大学教員2人までに対して、課程博士の学位を授与することが決定した場合に限り支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当額は、それぞれ主として指導した大学教員には60,000円、副として指導した大学教員には20,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、学位論文指導手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(共通科目等担当手当)

第49条の3 共通科目等担当手当は、法人の大学教員のうち、学群及び大学院の授業担当並びに全学共通科目等及び大学院共通科目の授業担当の負担が顕著な場合に限り、授業科目数、単位数等の条件を総合的に考慮のうえ、支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当額は、60,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、共通科目等担当手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(特別貢献手当)

第49条の3の2 特別貢献手当は、一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めたときに限り、支給する。

- 2 前項の手当の額は、学長が決定する。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給に係る基準その他の特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、教育、研究その他の各分野を所掌する理事又は副学長(以下この条において「副学長等」という。)が別に定める。
- 4 副学長等が前項の基準等を定め、又は改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

(年俸制教員業績給)



第49条の4 年俸制教員業績給は、年俸制教員業績評価の対象となる教員（以下「年俸制教員業績評価対象教員」という。）が定年退職（図書館情報大学から筑波大学に移行した者以外の者は、満63歳に達した日以後の最初の3月31日に退職）又は任期満了退職（以下「定年退職等」という。）したものとみなした場合の定年退職等による退職金相当額と年俸制教員業績評価対象教員となった日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に自己都合退職したものとみなした場合の自己都合による退職金との差を年俸制切替日から定年退職等までの月数で除した額（以下「退職金差額」という。）に応じて別表第14に定める年俸制教員業績給表の号に対応する額を年俸制教員業績評価対象教員に年額で支給する。ただし、新たに職員となった者（テニユアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員を除く。）については、定年退職等時に見込まれる退職金相当額を、定年退職等までの月数で除して算出した額に次の額を加えた額を年俸制教員業績給とする。

- (1) 助教 500,000円
- (2) 講師 600,000円
- (3) 准教授 700,000円
- (4) 教授 900,000円

2 前項に定める年俸制教員業績評価対象教員に適用する年俸制教員業績給表の号は、毎年4月1日に前年度における年俸制教員業績評価の結果に応じた号数に変更することができる。なお、年俸制教員業績評価の結果に応じた号の変更は、次のとおりとする。

- (1) 年俸制教員業績評価の総合評価が極めて優秀である教員 10号上位
- (2) 年俸制教員業績評価の総合評価が特に優秀である教員 6号上位
- (3) 年俸制教員業績評価の総合評価が優秀である教員 4号上位
- (4) 年俸制教員業績評価の総合評価が標準を下回る教員 6号下位

3 本部等職員就業規則第96条の懲戒及び同規則第99条の訓告等の処分があった場合の年俸制教員業績給の額は、別に定める。

（年俸制奨励手当）

第49条の5 年俸制奨励手当は、新たに職員となったもののうち、年俸制教員業績評価対象教員に、年額144,000円を支給する。ただし、年俸制教員業績評価対象教員のうちテニユアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員には支給しない。

（年俸制教員特別手当）

第49条の6 年俸制教員特別手当は、年俸制教員業績評価対象教員に、年俸制教員業績評価のうち教育及び研究の領域において優れた評価を得た者に対し、別表第15に定める年俸制教員特別手当表の区分に対応する額を年額で支給する。

## 第8章 休業給

（休業給）

第50条 職員が本部等職員就業規則第31条に規定する研修休業又は本部等職員就業規則第32条に規定する海外教育研究活動休業（以下「休業」という。）となった場合には、休業給を次に掲げるとおり支給する。

- (1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）を支給する。

- (2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

## 第9章 雑則

(雑則)

第51条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則（平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。）第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

- 3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額（期間を含む。）と同一とする。

(俸給の調整額)

- 4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則9-6附則（平成7年10月25日人事院規則9-6-25）相当の額を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のおりとする。

(管理職手当)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則附則第5項に規定する管理職手当の支給を受けていた職員は、従前のおりとする。

(扶養手当等)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第28条に規定する扶養手当、第31条に規定する住居手当、第32条に規定する通勤手当及び第33条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

(調整手当の異動保障)

- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第29条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(期末手当等の在職期間)

- 8 承継職員の第46条第2項に規定する期末手当、第47条第2項に規定する勤勉手当及び第48条第2項に規定する期末特別手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含め

るものとする。

- 9 平成16年10月29日から引き続き菅平高原実験センター又は農林技術センター八ヶ岳演習林に勤務する職員（世帯主である職員に限る。）については、平成20年3月までは、第49条第1項本文の規定により支給する寒冷地手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる期間の区分及び基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		期間の区分	平成16年11月 から平成17年3月 まで	平成17年11月 から平成18年3月 まで	平成18年11月 から平成19年3月 まで	平成19年11月 から平成20年3月 まで
		世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	30,040円	26,040円	22,040円
	扶養親族が1人又は2人ある職員	24,600円	20,600円	17,800円	17,800円	
	扶養親族のない職員	12,780円	10,200円	10,200円	10,200円	

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 平成21年6月に支給する期末手当に関する第46条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

（平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 11 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第47条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 12 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第48条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 13 平成22年12月に支給する期末手当に関する第46条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

（平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 14 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第47条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 15 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第48条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

（定年年齢の引上げに伴う経過措置）

- 16 次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当分の間、職員が60歳（労務職員（炊婦）にあっては63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 一般職員（一）俸給表
- (2) 一般職員（二）俸給表
- (3) 医療職員（一）俸給表
- (4) 医療職員（二）俸給表

1 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 本部等職員就業規則第5条の規定により期間を定めて採用される職員のうち、同規則第25条に規定する産前産後休業又は同規則第26条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員
- (2) 本部等職員就業規則第15条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢制の特例(附則第20項において「管理監督職勤務上限年齢制の特例」という。)により引き続き管理監督職にある職員

1 8 本部等職員就業規則第15条の2の規定により非管理監督職へ降任(附則第20項において「非管理監督職へ降任」という。)した職員であつて、当該非管理監督職へ降任した日(以下この項において「降任日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(附則第19項において「俸給月額差額相当額」という。)を俸給月額として支給する。

1 9 前項の規定による俸給月額差額相当額と当該俸給月額差額相当額を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

2 0 前2項の規定は、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職にある職員が非管理監督職へ降任した場合について準用する。

2 1 附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第22条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

2 2 附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第27条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則 (平17.4.28法人規則40号)

この法人規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平17.9.29法人規則54号)

1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、同



1	3月未滿			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上 12 月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上 12 月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上 12 月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上 12 月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4

	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上 12 月未	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32

	満										
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		



	9月以上 12 月未 満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上 12 月未 満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上 12 月未 満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上 12 月未 満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上 12 月未 満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上 12 月未 満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上 12 月未 満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						

	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上 12 月未滿			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上 12 月未滿			116							
	12 月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							
粹外1	3月未滿				85	109	89	77	69	53	
	3月以上6月未滿				85	110	90	78	70	54	
	6月以上9月未滿				86	111	91	79	71	55	
	9月以上 12 月未滿				86	112	92	80	72	56	
	12 月以上				87	113	93	81	73	57	
粹外2	3月未滿				87			81	73	57	
	3月以上6月未滿				87			82	74	58	
	6月以上9月未滿				88			83	75	59	
	9月以上 12 月未滿				88			84	76	60	
	12 月以上				89			85	77	61	
粹外3	3月未滿				89						

	3月以上6月未滿				90						
	6月以上9月未滿				91						
	9月以上 12 月未滿				92						
	12 月以上				93						
粹外4	3月未滿				93						
	3月以上6月未滿				94						
	6月以上9月未滿				95						
	9月以上 12 月未滿				96						
	12 月以上				97						
粹外5	3月未滿				97						
	3月以上6月未滿				98						
	6月以上9月未滿				99						
	9月以上 12 月未滿				100						
	12 月以上				101						
粹外6	3月未滿				101						
	3月以上6月未滿				102						
	6月以上9月未滿				103						
	9月以上 12 月未滿				104						
	12 月以上				105						
粹外7	3月未滿				105						
	3月以上6月未滿				106						
	6月以上9月未滿				107						
	9月以上 12 月未滿				108						
	12 月以上				109						
粹外8	3月未滿				109						
	3月以上6月未滿				109						
	6月以上9月未滿				110						
	9月以上 12 月未滿				110						
	12 月以上				111						
粹外9	3月未滿				111						
	3月以上6月未滿				111						
	6月以上9月未滿				112						
	9月以上 12 月未滿				112						
	12 月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12	8
	12月以上		25	25	21	33	13	9
8	3月未満		25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満		26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満		27	27	23	35	15	11

	9月以上 12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上 12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上 12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上 12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上 12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上 12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上 12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上 12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上 12月未滿	60	60	56	68	48	44

	12 月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上 12 月未滿	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上 12 月未滿	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上 12 月未滿	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	

25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
33	3月未滿		125				

	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上 12月未満		128				
	12月以上		129				
枠外1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上 12月未満		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
枠外2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上 12月未満		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
枠外3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上 12月未満			108			
	12月以上			109			
枠外4	3月未満			109			
	3月以上6月未満			109			
	6月以上9月未満			110			
	9月以上 12月未満			110			
	12月以上			111			

ハ 教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上 12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上 12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1



	9月以上 12月未滿	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未滿	9	9	9	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	2	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	3	1
	9月以上 12月未滿	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未滿	13	13	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	7	1
	9月以上 12月未滿	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未滿	17	17	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	10	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	11	3
	9月以上 12月未滿	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未滿	21	21	21	13	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	15	7
	9月以上 12月未滿	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	19	11
	9月以上 12月未滿	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	23	15
	9月以上 12月未滿	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	27	19
	9月以上 12月未滿	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	31	23
	9月以上 12月未滿	40	40	40	32	24

	12 月以上	41	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	35	27
	9月以上 12 月未滿	44	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上 12 月未滿	48	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上 12 月未滿	52	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上 12 月未滿	56	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上 12 月未滿	60	60	60	52	44
	12 月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上 12 月未滿	64	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上 12 月未滿	68	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上 12 月未滿	72	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	73	65	57

20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上 12 月未滿	76	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上 12 月未滿	80	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上 12 月未滿	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上 12 月未滿	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上 12 月未滿	92	92	92	84	
	12 月以上	93	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
	9月以上 12 月未滿	96	96	96	88	
	12 月以上	97	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上 12 月未滿	100	100	100	92	
	12 月以上	101	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		
	9月以上 12 月未滿	104	104	104		
	12 月以上	105	105	105		
28	3月未滿	105	105	105		

	3月以上6月未滿	106	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上 12 月未滿	108	108	108		
	12 月以上	109	109	109		
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上 12 月未滿	112	112			
	12 月以上	113	113			
30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上 12 月未滿	116	116			
	12 月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上 12 月未滿	120	120			
	12 月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上 12 月未滿	124	124			
	12 月以上	125	125			
33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上 12 月未滿	128	128			
	12 月以上	129	129			
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上 12 月未滿	132	132			
	12 月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				

	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				
枠外1	3月未満	149	133	109	93	73
	3月以上6月未満	150	134	110	94	74
	6月以上9月未満	151	135	111	95	75
	9月以上12月未満	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
枠外2	3月未満	153	137	113	97	77
	3月以上6月未満	154	138	114	98	78
	6月以上9月未満	155	139	115	99	79
	9月以上12月未満	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
枠外3	3月未満	157	141	117	101	81
	3月以上6月未満	157	141	117	101	81
	6月以上9月未満	157	141	117	101	81
	9月以上12月未満	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1

	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未滿	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上 12 月未滿	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上 12 月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上 12 月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上 12 月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上 12 月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上 12 月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上 12 月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21

11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	

	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72		
	12 月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未滿	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75		
	9月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76		
	12 月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79		
	9月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80		
	12 月以上	85	89	89	85	81		
24	3月未滿		89	89	85			
	3月以上6月未滿		90	90	86			
	6月以上9月未滿		91	91	87			
	9月以上 12 月未滿		92	92	88			
	12 月以上		93	93	89			
25	3月未滿		93	93	89			
	3月以上6月未滿		94	94	90			
	6月以上9月未滿		95	95	91			
	9月以上 12 月未滿		96	96	92			
	12 月以上		97	97	93			
26	3月未滿		97	97	93			
	3月以上6月未滿		98	98	94			
	6月以上9月未滿		99	99	95			
	9月以上 12 月未滿		100	100	96			
	12 月以上		101	101	97			
27	3月未滿		101	101	97			
	3月以上6月未滿		102	102	98			



	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				
枠外1	3月未満				101	81		49
	3月以上6月未満				102	82		50
	6月以上9月未満				103	83		51
	9月以上12月未満				104	84		52
	12月以上				105	85		53

ホ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1

	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上 12 月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上 12 月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上 12 月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上 12 月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上 12 月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上 12 月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上 12 月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25

12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	

	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上 12 月未滿	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上 12 月未滿	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			

	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					

	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						
枠外1	3月未満	161	149	121	105	85		
	3月以上6月未満	162	150	122	106	86		
	6月以上9月未満	163	151	123	107	87		
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88		
	12月以上	165	153	125	109	89		
枠外2	3月未満	165			109	89		
	3月以上6月未満	166			110	90		
	6月以上9月未満	167			111	91		
	9月以上12月未満	168			112	92		
	12月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うこと

ができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 8 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る本部等職員給与規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項、第46条第2項及び第4項、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(平成22年3月31日までの間における特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

(俸給の調整額に関する経過措置)

- 10 第22条の規定により俸給月額の調整を行う職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 11 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の本部等職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用され

ることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額  
(派遣職員の給与に関する経過措置)

- 1 2 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則18号）の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

(平成24年3月31日までの間における第29条の規定による地域手当の支給割合)

- 1 3 平成24年3月31日までの間における第29条に定める地域手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の16
茨城県つくば市	100分の10

附 則（平18.10.26法人規則46号）

この法人規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平18.11.27法人規則54号）

- 1 この法人規則は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第53号）附則第2項の規定により再任用されている職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19.3.22法人規則11号）

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第24条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額（この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50



(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第29条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

(特地勤務手当と広域異動手当との調整に関する経過措置)

- 5 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、新規則第41条第3項第1号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条同項第2号中「100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1」とあるのは「削除」とする。

附 則 (平19. 12. 20法人規則57号)

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第47条の改正規定 平成19年12月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則 (平20. 3. 13法人規則3号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (育児短時間勤務者に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号。以下「新規則」という。)第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成18年法人規則第9号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第11号。以下「平成19年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給する管理職手当額の額(以下「俸給月額差額等」という。)は、俸給月額差額等にそれぞれ新規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。
- (管理職手当の特例)

- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第8号。以下「旧規則」という。）第24条に規定する管理職手当（以下「改正前の管理職手当」という。）の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者で、施行日に異動又は採用となった者の管理職手当の額については、改正前の管理職手当又は管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる範囲内において、任命権者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（特地勤務手当に関する経過措置）

- 4 この法人規則の施行の日の前日において旧規則第41条の規定により特地勤務手当の支給を受けていた農林技術センター八ヶ岳演習林に勤務する職員については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20. 8. 6 法人規則30号）

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平21. 2. 26 法人規則8号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第26条の規定により専攻長手当の支給を受けていた職員については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平21. 3. 26 法人規則22号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21. 5. 28 法人規則37号）

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平21. 11. 26 法人規則50号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平22. 3. 25 法人規則6号)

- 1 この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員の第17条第4項及び第20条の3第1項の規定の適用については、第17条第4項及び第20条の3第1項中「満63歳」とあるのは「満65歳」とする。

附 則 (平22. 9. 30 法人規則46号)

この法人規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平22. 11. 29 法人規則51号)

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平22. 12. 22 法人規則55号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額(同日において受けていた俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額(以下「俸給月額差額」という。)を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条、第29条第1項、第29条の2第1項、第41条第2項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平23. 3. 24 法人規則23号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規則54号）

- 1 この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条の規定により管理職手当の支給を受けていた職員については、権衡上必要と認められる範囲内において、平成24年3月31日までの間、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平24.3.29法人規則16号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条の規定により管理職手当の支給を受けていた職員については、権衡上必要と認められる範囲内において、当分の間、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 3 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.1の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給し、平成26年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 4 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 5 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 6 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平24.5.31法人規則40号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。  
（俸給月額の特例）
- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第9号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額

に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職員（一）俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員（二）俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員（一）俸給表	5級	100分の9.77
	3級及び4級	100分の7.77
	2級	100分の4.77
医療職員（一）俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員（二）俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第55号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額を支給に当たっては、前項の規定を適用する。
- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条並びに第29条第1項の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。
- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 平成26年3月31日までの間、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項及び第48条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

#### 附 則（平24.5.31法人規則44号）

（施行期日等）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第29条の2の規定は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。  
（診療特別勤務手当の経過措置）
- 3 第29条の2第2項の規定にかかわらず、診療特別勤務手当の支給に当たっては、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.7を乗じて得た額とする。

附 則（平24.6.28法人規則48号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
（宿日直手当の経過措置）
- 2 第45条の規定にかかわらず、宿日直勤務を命じられ従事した理療科教員養成施設の大学教員（平成24年7月1日以降に採用される者を除く。）に対する宿日直手当の額は、平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間においては、7,770円とする。

附 則（平24.11.22法人規則61号）

- 1 この法人規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。  
別表第9の職種欄中「陸域環境研究センター長」及び「アイソトープ総合センター長」を削除する。

附 則（平25.3.28法人規則15号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則48号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則51号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規則8号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.11.27法人規則34号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。  
（基本年俸の在職者の特例）
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第2項に規定される職員のうち年俸制切替日の前日から在職する職員で年俸制切替日に年俸制教員業績評価対象教員となった者（以下「年俸制切替者」という。）の新規則第11条の2の基本年俸は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第10条の俸給月額、新規則第29条の教育研究等連携手当、新規則第46条の期末手当及び新規則第48条の期末特別手当の合計額（以下「切替日前日の基本年額」という。）に対応する別表第7に定める基本年俸の直近下位の号俸に対応する額を年額で支給する。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、基本年俸表の額が切替日前日の基本年額に達しない場合は、当分の間、基本年俸表の額と切替日前日の基本年額の差を支給する。  
（年俸制教員業績給の在職者の特例）
- 4 年俸制切替者の新規則第49条の4の年俸制教員業績給は、新規則第49条の4の額と切替日の前日の1年前に国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程（平成17年法人規

程第13号)第41条第1項第3号から第7号の割合で支給されていた勤勉手当の合計額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

- 5 前項に規定される職員で、新規則第49条の4の規定のとおり退職金差額を含んだ年俸制教員業績給を支給することにより、年俸制教員業績給表の最高の号から上位10号までの号となった場合及び最高の号を超えることとなる場合は、新規則第49条の4の規定にかかわらず、年俸制教員業績給から退職金差額分を除いた額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

(年俸制教員業績給(退職金差額相当分)の支給)

- 6 前項の職員には、新規則第49条の4に規定する退職金差額に相当する給与を年俸制教員業績給(退職金差額相当分)として年額で支給する。

(年俸制奨励手当の在職者の特例)

- 7 年俸制切替者の新規則第49条の5の年俸制奨励手当は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第28条の扶養手当、新規則第31条の住居手当及び新規則第33条の単身赴任手当の合計額に対応する附則別表に定める年俸制奨励手当表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

附則別表 年俸制奨励手当表(附則第7項関係)

号	手当額	基本月額
1	12,000	1,000
2	24,000	2,000
3	36,000	3,000
4	48,000	4,000
5	60,000	5,000
6	72,000	6,000
7	84,000	7,000
8	96,000	8,000
9	108,000	9,000
10	120,000	10,000
11	132,000	11,000
12	144,000	12,000
13	156,000	13,000
14	168,000	14,000
15	180,000	15,000
16	192,000	16,000
17	204,000	17,000
18	216,000	18,000
19	228,000	19,000
20	240,000	20,000
21	252,000	21,000
22	264,000	22,000
23	276,000	23,000
24	288,000	24,000

25	300,000	25,000
26	312,000	26,000
27	324,000	27,000
28	336,000	28,000
29	348,000	29,000
30	360,000	30,000
31	372,000	31,000
32	384,000	32,000
33	396,000	33,000
34	408,000	34,000
35	420,000	35,000
36	432,000	36,000
37	444,000	37,000
38	456,000	38,000
39	468,000	39,000
40	480,000	40,000
41	492,000	41,000
42	504,000	42,000
43	516,000	43,000
44	528,000	44,000
45	540,000	45,000
46	552,000	46,000
47	564,000	47,000
48	576,000	48,000
49	588,000	49,000
50	600,000	50,000
51	612,000	51,000
52	624,000	52,000
53	636,000	53,000
54	648,000	54,000
55	660,000	55,000
56	672,000	56,000
57	684,000	57,000
58	696,000	58,000
59	708,000	59,000
60	720,000	60,000
61	732,000	61,000
62	744,000	62,000
63	756,000	63,000
64	768,000	64,000
65	780,000	65,000



66	792,000	66,000
67	804,000	67,000
68	816,000	68,000
69	828,000	69,000
70	840,000	70,000
71	852,000	71,000
72	864,000	72,000
73	876,000	73,000
74	888,000	74,000
75	900,000	75,000
76	912,000	76,000
77	924,000	77,000
78	936,000	78,000
79	948,000	79,000
80	960,000	80,000
81	972,000	81,000
82	984,000	82,000
83	996,000	83,000
84	1,008,000	84,000
85	1,020,000	85,000
86	1,032,000	86,000
87	1,044,000	87,000
88	1,056,000	88,000
89	1,068,000	89,000
90	1,080,000	90,000
91	1,092,000	91,000
92	1,104,000	92,000
93	1,116,000	93,000
94	1,128,000	94,000
95	1,140,000	95,000
96	1,152,000	96,000
97	1,164,000	97,000
98	1,176,000	98,000
99	1,188,000	99,000
100	1,200,000	100,000
101	1,212,000	101,000
102	1,224,000	102,000
103	1,236,000	103,000
104	1,248,000	104,000
105	1,260,000	105,000
106	1,272,000	106,000

107	1,284,000	107,000
108	1,296,000	108,000
109	1,308,000	109,000
110	1,320,000	110,000
111	1,332,000	111,000
112	1,344,000	112,000
113	1,356,000	113,000
114	1,368,000	114,000
115	1,380,000	115,000
116	1,392,000	116,000
117	1,404,000	117,000
118	1,416,000	118,000
119	1,428,000	119,000
120	1,440,000	120,000
121	1,452,000	121,000
122	1,464,000	122,000
123	1,476,000	123,000
124	1,488,000	124,000
125	1,500,000	125,000

附 則（平 2 6 . 1 2 . 1 8 法人規則 4 1 号）

- 1 この法人規則は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第 4 7 条の改正規定 平成 2 6 年 1 2 月 1 日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 6 年 4 月 2 日から平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則により支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則（平 2 7 . 3 . 2 6 法人規則 7 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸

給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成29年3月31日までの間、施行日前の俸給月額(平成22年附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日後(特定職員以外の者が55歳に達した日以後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

3 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。

4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

5 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(第8項において「新規則」という。)第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第21条の2、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(満63歳に達した日後の大学教員の平成28年3月31日までの給与の特例)

6 改正前の給与規則第20条の3に規定する満63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員で、平成28年3月31日までの給与は、当該職員の第2項に規定する俸給に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、任命権者が教育研究上特に顕著な業績を有すると認めた大学教員にあっては、給与の全額を支給する。

7 前項に該当した大学教員に係る教育研究等連携手当、時間外勤務手当及び休日給の額を算出する基礎には、前項の規定を適用する。

8 第6項に該当した大学教員に係る管理職手当の額を算出するに当たっては、同条に規定する額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。

9 大学教員が本部等就業規則第69条第1項の規定に基づき定年延長されたときは、給与の全額を支給する。

附 則 (平27. 5. 28 法人規則30号)

この法人規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平27. 6. 25 法人規則33号)

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平27. 9. 24 法人規則39号)

この法人規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平28. 2. 18 法人規則4号)

(施行日)

1 この法人規則は、平成28年3月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第47条の規定 平成27年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日

- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平28.2.18法人規則8号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規則18号）

- 1 この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日から、引き続き雇用されるテニュアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員（以下「テニュアトラック助教等」という。）のうち、退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、改正後の筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の第49条の4の規定に関わらず、改正前の筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の第49条の4を適用するものとする。
- 3 この法人規則の施行の日までに労働条件を示して採用を予定しているテニュアトラック助教等で退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、新規則の第49条の4の規定に関わらず、旧規則の第49条の4を適用するものとする。

附 則（平28.10.25法人規則48号）

この法人規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平28.12.22法人規則54号）

この法人規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29.1.26法人規則2号）

- 1 この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第47条、第48条の規定 平成28年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平29.3.23法人規則7号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第28条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職員（一）8級以上職員等」という。）にあっては、3,500円）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職員（一）8級以上職員等にあつては、3,500円）
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号	重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第28条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 平成30年度及び平成31年度における新規則第28条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸

給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日前において受けていた俸給月額（平成22年法人規則第55号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎）
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第21条の2、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平29.6.22法人規則26号）  
この法人規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29.9.28法人規則31号）  
この法人規則は、平成29年10月1日から施行する。

- 附 則（平30.1.25法人規則2号）
- 1 この法人規則は、平成30年2月1日から施行する。
  - 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
    - (1) 第47条及び第48条の規定 平成29年12月1日
    - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
  - 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平30.3.22法人規則14号）  
この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.5.24法人規則40号）  
この法人規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平30.9.27法人規則48号）  
この法人規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 24 法人規則2号）

- 1 この法人規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（別表第10を除く。以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第47条及び第48条の規定 平成30年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平31. 1. 24 法人規則6号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 28 法人規則15号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 9. 26 法人規則11号）

この法人規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人規則19号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、目次（第5章に係る部分に限る。）、第5章の章名、第17条第1項、第2項及び第6項、第47条第3項及び第4項並びに第47条の2第3項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条及び第4条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の研究科長、専攻長及び学位プログラムリーダー並びにグローバル教育院の学位プログラムリーダーに係る規定の適用については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 1. 23 法人規則2号）

- 1 この法人規則は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第47条及び第48条の規定 令和元年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1

号に規定するものをいう。) されている職員についてはこの限りではない。

附 則 (令 2. 1. 23 法人規則 3 号)

この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 2. 3. 26 法人規則 17 号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において支給を受けていた住居手当の月額 (以下「改正前の手当額」という。) が 2, 000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの住居手当の月額は、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正前の手当額から 2, 000 円を控除した額とする。
  - (1) 改正後の第 31 条の表に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 改正前の手当額と改正後の第 31 条の規定により算出した住居手当の月額との差額が 2, 000 円を超えることとなる職員

附 則 (令 2. 5. 28 法人規則 37 号)

この法人規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令 2. 6. 18 法人規則 38 号)

この法人規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令 2. 10. 22 法人規則 44 号)

この法人規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令 3. 1. 28 法人規則 1 号)

この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 3. 3. 18 法人規則 6 号)

この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 3. 12. 23 法人規則 22 号)

この法人規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令 4. 1. 27 法人規則 2 号)

この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 4. 3. 24 法人規則 22 号)

この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 4. 12. 22 法人規則 63 号)

この法人規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。



附 則（令 5. 3. 23 法人規則 13 号）

この法人規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 26 法人規則 34 号）

この法人規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 27 法人規則 37 号）

この法人規則は、令和 5 年 7 月 27 日から施行し、この法人規則による改正後の第 49 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6. 1. 25 法人規則 6 号）

- 1 この法人規則は、令和 6 年 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第 10 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則による改正後の第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人規則による改正後の第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、施行日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 16 年法人規則第 18 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令 6. 3. 28 法人規則 33 号）

この法人規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。



別表第3 教育職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第4 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

備考

この表は、保健管理センター等に勤務する医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第5 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800



職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考

この表は、保健管理センター等に勤務する看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 指定職員俸給表（第11条関係）

号 俸	俸 給 月 額
1	706,000 円
2	761,000
3	818,000

備考

この表は、任命権者が指定する職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000
35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000

40	11,280,000	940,000
41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

別表第7の2 年俸基本給表（第11条の3関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円
1	2,290,800	190,900	2,797,200	233,100	3,488,400	290,700	4,027,200	335,600	4,922,400	410,200
2	2,316,000	193,000	2,824,800	235,400	3,519,600	293,300	4,062,000	338,500	4,950,000	412,500
3	2,341,200	195,100	2,851,200	237,600	3,548,400	295,700	4,098,000	341,500	4,975,200	414,600
4	2,365,200	197,100	2,875,200	239,600	3,576,000	298,000	4,134,000	344,500	5,000,400	416,700
5	2,388,000	199,000	2,900,400	241,700	3,603,600	300,300	4,168,800	347,400	5,023,200	418,600
6	2,416,800	201,400	2,920,800	243,400	3,631,200	302,600	4,197,600	349,800	5,052,000	421,000
7	2,446,800	203,900	2,941,200	245,100	3,656,400	304,700	4,227,600	352,300	5,078,400	423,200
8	2,475,600	206,300	2,962,800	246,900	3,682,800	306,900	4,256,400	354,700	5,106,000	425,500
9	2,505,600	208,800	2,988,000	249,000	3,710,400	309,200	4,286,400	357,200	5,126,400	427,200
10	2,534,400	211,200	3,015,600	251,300	3,739,200	311,600	4,317,600	359,800	5,156,400	429,700
11	2,563,200	213,600	3,043,200	253,600	3,768,000	314,000	4,348,800	362,400	5,182,800	431,900
12	2,590,800	215,900	3,067,200	255,600	3,796,800	316,400	4,382,400	365,200	5,209,200	434,100
13	2,614,800	217,900	3,092,400	257,700	3,824,400	318,700	4,413,600	367,800	5,226,000	435,500
14	2,637,600	219,800	3,121,200	260,100	3,848,400	320,700	4,434,000	369,500	5,252,400	437,700
15	2,658,000	221,500	3,148,800	262,400	3,872,400	322,700	4,460,400	371,700	5,278,800	439,900
16	2,679,600	223,300	3,176,400	264,700	3,892,800	324,400	4,486,800	373,900	5,306,400	442,200
17	2,703,600	225,300	3,199,200	266,600	3,916,800	326,400	4,507,200	375,600	5,331,600	444,300
18	2,720,400	226,700	3,232,800	269,400	3,938,400	328,200	4,531,200	377,600	5,359,200	446,600
19	2,736,000	228,000	3,266,400	272,200	3,960,000	330,000	4,555,200	379,600	5,385,600	448,800
20	2,752,800	229,400	3,298,800	274,900	3,980,400	331,700	4,576,800	381,400	5,413,200	451,100
21	2,772,000	231,000	3,331,200	277,600	3,997,200	333,100	4,598,400	383,200	5,437,200	453,100
22	2,793,600	232,800	3,362,400	280,200	4,026,000	335,500	4,616,400	384,700	5,464,800	455,400
23	2,815,200	234,600	3,392,400	282,700	4,051,200	337,600	4,630,800	385,900	5,493,600	457,800
24	2,834,400	236,200	3,421,200	285,100	4,077,600	339,800	4,645,200	387,100	5,521,200	460,100
25	2,856,000	238,000	3,450,000	287,500	4,099,200	341,600	4,658,400	388,200	5,545,200	462,100
26	2,881,200	240,100	3,480,000	290,000	4,122,000	343,500	4,678,800	389,900	5,570,400	464,200
27	2,905,200	242,100	3,508,800	292,400	4,147,200	345,600	4,699,200	391,600	5,595,600	466,300
28	2,929,200	244,100	3,538,800	294,900	4,172,400	347,700	4,719,600	393,300	5,620,800	468,400
29	2,949,600	245,800	3,567,600	297,300	4,195,200	349,600	4,740,000	395,000	5,644,800	470,400
30	2,972,400	247,700	3,595,200	299,600	4,218,000	351,500	4,759,200	396,600	5,672,400	472,700
31	2,996,400	249,700	3,621,600	301,800	4,239,600	353,300	4,776,000	398,000	5,698,800	474,900
32	3,020,400	251,700	3,648,000	304,000	4,260,000	355,000	4,791,600	399,300	5,721,600	476,800
33	3,043,200	253,600	3,674,400	306,200	4,282,800	356,900	4,810,800	400,900	5,744,400	478,700
34	3,060,000	255,000	3,700,800	308,400	4,302,000	358,500	4,830,000	402,500	5,769,600	480,800
35	3,075,600	256,300	3,730,800	310,900	4,320,000	360,000	4,848,000	404,000	5,796,000	483,000
36	3,091,200	257,600	3,757,200	313,100	4,336,800	361,400	4,868,400	405,700	5,820,000	485,000
37	3,106,800	258,900	3,784,800	315,400	4,353,600	362,800	4,881,600	406,800	5,845,200	487,100
38	3,122,400	260,200	3,800,400	316,700	4,377,600	364,800	4,899,600	408,300	5,869,200	489,100
39	3,139,200	261,600	3,819,600	318,300	4,400,400	366,700	4,917,600	409,800	5,892,000	491,000
40	3,157,200	263,100	3,836,400	319,700	4,420,800	368,400	4,932,000	411,000	5,914,800	492,900
41	3,175,200	264,600	3,853,200	321,100	4,441,200	370,100	4,942,800	411,900	5,938,800	494,900
42	3,194,400	266,200	3,858,000	321,500	4,462,800	371,900	4,962,000	413,500	5,961,600	496,800
43	3,211,200	267,600	3,862,800	321,900	4,482,000	373,500	4,980,000	415,000	5,982,000	498,500
44	3,228,000	269,000	3,867,600	322,300	4,498,800	374,900	4,999,200	416,600	6,004,800	500,400
45	3,238,800	269,900	3,874,800	322,900	4,519,200	376,600	5,014,800	417,900	6,027,600	502,300
46	3,256,800	271,400	3,880,800	323,400	4,539,600	378,300	5,032,800	419,400	6,049,200	504,100
47	3,274,800	272,900	3,890,400	324,200	4,557,600	379,800	5,049,600	420,800	6,070,800	505,900
48	3,290,400	274,200	3,900,000	325,000	4,575,600	381,300	5,067,600	422,300	6,092,400	507,700
49	3,304,800	275,400	3,907,200	325,600	4,593,600	382,800	5,083,200	423,600	6,112,800	509,400
50	3,310,800	275,900	3,915,600	326,300	4,612,800	384,400	5,097,600	424,800	6,133,200	511,100
51	3,316,800	276,400	3,924,000	327,000	4,630,800	385,900	5,113,200	426,100	6,154,800	512,900
52	3,324,000	277,000	3,932,400	327,700	4,650,000	387,500	5,127,600	427,300	6,177,600	514,800
53	3,330,000	277,500	3,944,400	328,700	4,663,200	388,600	5,136,000	428,000	6,195,600	516,300
54	3,336,000	278,000	3,952,800	329,400	4,681,200	390,100	5,146,800	428,900	6,214,800	517,900
55	3,339,600	278,300	3,957,600	329,800	4,698,000	391,500	5,157,600	429,800	6,235,200	519,600
56	3,344,400	278,700	3,964,800	330,400	4,717,200	393,100	5,168,400	430,700	6,254,400	521,200
57	3,349,200	279,100	3,969,600	330,800	4,732,800	394,400	5,178,000	431,500	6,273,600	522,800
58	3,358,800	279,900	3,978,000	331,500	4,749,600	395,800	5,188,800	432,400	6,289,200	524,100



職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号俸	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円
59	3,368,400	280,700	3,986,400	332,200	4,765,200	397,100	5,199,600	433,300	6,304,800	525,400
60	3,378,000	281,500	3,993,600	332,800	4,780,800	398,400	5,209,200	434,100	6,319,200	526,600
61	3,387,600	282,300	4,002,000	333,500	4,795,200	399,600	5,217,600	434,800	6,333,600	527,800
62	3,397,200	283,100	4,012,800	334,400	4,812,000	401,000	5,228,400	435,700	6,345,600	528,800
63	3,405,600	283,800	4,023,600	335,300	4,828,800	402,400	5,240,400	436,700	6,357,600	529,800
64	3,414,000	284,500	4,033,200	336,100	4,845,600	403,800	5,251,200	437,600	6,369,600	530,800
65	3,423,600	285,300	4,041,600	336,800	4,857,600	404,800	5,262,000	438,500	6,376,800	531,400
66	3,430,800	285,900	4,053,600	337,800	4,870,800	405,900	5,272,800	439,400	6,387,600	532,300
67	3,440,400	286,700	4,062,000	338,500	4,882,800	406,900	5,284,800	440,400	6,398,400	533,200
68	3,448,800	287,400	4,074,000	339,500	4,896,000	408,000	5,295,600	441,300	6,409,200	534,100
69	3,454,800	287,900	4,081,200	340,100	4,906,800	408,900	5,307,600	442,300	6,420,000	535,000
70	3,463,200	288,600	4,092,000	341,000	4,916,400	409,700	5,319,600	443,300	6,429,600	535,800
71	3,471,600	289,300	4,102,800	341,900	4,926,000	410,500	5,330,400	444,200	6,438,000	536,500
72	3,480,000	290,000	4,113,600	342,800	4,934,400	411,200	5,342,400	445,200	6,444,000	537,000
73	3,489,600	290,800	4,117,200	343,100	4,942,800	411,900	5,354,400	446,200	6,452,400	537,700
74	3,500,400	291,700	4,129,200	344,100	4,953,600	412,800	5,365,200	447,100	6,458,400	538,200
75	3,510,000	292,500	4,141,200	345,100	4,963,200	413,600	5,376,000	448,000	6,468,000	539,000
76	3,520,800	293,400	4,153,200	346,100	4,971,600	414,300	5,388,000	449,000	6,475,200	539,600
77	3,526,800	293,900	4,165,200	347,100	4,978,800	414,900	5,397,600	449,800	6,481,200	540,100
78	3,537,600	294,800	4,176,000	348,000	4,984,800	415,400	5,403,600	450,300	6,488,400	540,700
79	3,548,400	295,700	4,186,800	348,900	4,989,600	415,800	5,412,000	451,000	6,495,600	541,300
80	3,558,000	296,500	4,197,600	349,800	4,994,400	416,200	5,419,200	451,600	6,502,800	541,900
81	3,567,600	297,300	4,208,400	350,700	4,998,000	416,500	5,428,800	452,400	6,510,000	542,500
82	3,578,400	298,200	4,219,200	351,600	5,002,800	416,900	5,437,200	453,100		
83	3,588,000	299,000	4,230,000	352,500	5,006,400	417,200	5,440,800	453,400		
84	3,596,400	299,700	4,240,800	353,400	5,011,200	417,600	5,448,000	454,000		
85	3,600,000	300,000	4,248,000	354,000	5,014,800	417,900	5,452,800	454,400		
86	3,609,600	300,800	4,255,200	354,600	5,019,600	418,300	5,457,600	454,800		
87	3,619,200	301,600	4,262,400	355,200	5,024,400	418,700	5,462,400	455,200		
88	3,628,800	302,400	4,269,600	355,800	5,029,200	419,100	5,466,000	455,500		
89	3,639,600	303,300	4,275,600	356,300	5,032,800	419,400	5,469,600	455,800		
90	3,646,800	303,900	4,280,400	356,700	5,037,600	419,800	5,473,200	456,100		
91	3,654,000	304,500	4,285,200	357,100	5,042,400	420,200	5,479,200	456,600		
92	3,661,200	305,100	4,290,000	357,500	5,046,000	420,500	5,482,800	456,900		
93	3,667,200	305,600	4,294,800	357,900	5,049,600	420,800	5,486,400	457,200		
94	3,675,600	306,300	4,299,600	358,300	5,054,400	421,200	5,490,000	457,500		
95	3,682,800	306,900	4,305,600	358,800	5,058,000	421,500	5,493,600	457,800		
96	3,690,000	307,500	4,310,400	359,200	5,061,600	421,800	5,497,200	458,100		
97	3,692,400	307,700	4,317,600	359,800	5,065,200	422,100	5,500,800	458,400		
98	3,698,400	308,200	4,323,600	360,300	5,070,000	422,500	5,506,800	458,900		
99	3,704,400	308,700	4,328,400	360,700	5,073,600	422,800	5,510,400	459,200		
100	3,710,400	309,200	4,334,400	361,200	5,077,200	423,100	5,514,000	459,500		
101	3,712,800	309,400	4,339,200	361,600	5,080,800	423,400	5,517,600	459,800		
102	3,717,600	309,800	4,345,200	362,100	5,085,600	423,800				
103	3,721,200	310,100	4,348,800	362,400	5,089,200	424,100				
104	3,727,200	310,600	4,353,600	362,800	5,092,800	424,400				
105	3,732,000	311,000	4,359,600	363,300	5,096,400	424,700				
106	3,735,600	311,300	4,364,400	363,700	5,100,000	425,000				
107	3,739,200	311,600	4,370,400	364,200	5,103,600	425,300				
108	3,742,800	311,900	4,376,400	364,700	5,107,200	425,600				
109	3,745,200	312,100	4,381,200	365,100	5,110,800	425,900				
110	3,750,000	312,500	4,387,200	365,600	5,114,400	426,200				
111	3,754,800	312,900	4,393,200	366,100	5,118,000	426,500				
112	3,759,600	313,300	4,398,000	366,500	5,121,600	426,800				
113	3,763,200	313,600	4,402,800	366,900	5,125,200	427,100				
114	3,768,000	314,000	4,407,600	367,300	5,128,800	427,400				
115	3,771,600	314,300	4,413,600	367,800	5,132,400	427,700				
116	3,775,200	314,600	4,418,400	368,200	5,136,000	428,000				
117	3,778,800	314,900	4,423,200	368,600	5,138,400	428,200				

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
	号俸	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円
118		3,783,600	315,300	4,428,000	369,000						
119		3,788,400	315,700	4,434,000	369,500						
120		3,793,200	316,100	4,438,800	369,900						
121		3,795,600	316,300	4,442,400	370,200						
122		3,798,000	316,500	4,447,200	370,600						
123		3,801,600	316,800	4,453,200	371,100						
124		3,805,200	317,100	4,456,800	371,400						
125		3,808,800	317,400	4,461,600	371,800						
126		3,811,200	317,600	4,467,600	372,300						
127		3,814,800	317,900	4,473,600	372,800						
128		3,819,600	318,300	4,478,400	373,200						
129		3,823,200	318,600	4,483,200	373,600						
130		3,826,800	318,900	4,489,200	374,100						
131		3,831,600	319,300	4,495,200	374,600						
132		3,834,000	319,500	4,501,200	375,100						
133		3,836,400	319,700	4,507,200	375,600						
134		3,840,000	320,000	4,513,200	376,100						
135		3,843,600	320,300	4,519,200	376,600						
136		3,846,000	320,500	4,525,200	377,100						
137		3,849,600	320,800	4,531,200	377,600						
138		3,852,000	321,000	4,537,200	378,100						
139		3,855,600	321,300	4,543,200	378,600						
140		3,859,200	321,600	4,549,200	379,100						
141		3,862,800	321,900	4,555,200	379,600						
142		3,867,600	322,300								
143		3,872,400	322,700								
144		3,877,200	323,100								
145		3,879,600	323,300								
146		3,884,400	323,700								
147		3,888,000	324,000								
148		3,892,800	324,400								
149		3,895,200	324,600								
150		3,900,000	325,000								
151		3,903,600	325,300								
152		3,908,400	325,700								
153		3,910,800	325,900								
154		3,915,600	326,300								
155		3,920,400	326,700								
156		3,925,200	327,100								
157		3,927,600	327,300								

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第8（第22条関係）

区 分	職 員	調整数
一 大学院	(1) 教授、准教授、講師又は助教で原則として学群及び大学院の授業を常時担当するもの（以下「大学院等担当教員」という。）のうち、大学院の博士課程を担当する者で大学院博士課程（後期）（前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあっては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間）を担当する教員	2
	(2) 大学院等担当教員（(1)に掲げる者を除く。）	1
二 医学系技術室	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) 年間における(1)の業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員	1
三 トランスボーダー医学研究センター及び医学系学系棟	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事する時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員（教授、准教授、講師、助教及び助手を除く。）	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（一）俸給表  
年俸基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

オ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第10（第24条関係）

	職 種	職務の 級	管理職手当額
大学本部	副学長（理事である者を除く。）		150,000円
	人文社会系長、数理物質系長、システム情報系長、生命環境系長、医学医療系長		130,000円
	人間系長、体育系長、芸術系長、図書館情報メディア系長		120,000円
	附属図書館長		130,000円
	学術院長		80,000円
	数理物質科学研究群長、システム情報工学研究群長、生命地球科学研究群長、人間総合科学研究群長		80,000円
	人文社会科学群長		70,000円
	人文・文化学群長、生命環境学群長、理工学群長、情報学群長、医学群長、体育専門学群長、総合学域群長		80,000円
	社会・国際学群長、人間学群長、芸術専門学群長		70,000円
	学長特別補佐		80,000円 (任命権者が別に定める場合を除く)
	学類長、類長		40,000円
	計算科学研究センター長、生存ダイナミクス研究センター長		80,000円
	理工学群副学群長、国際統合睡眠医科学研究機構長、下田臨海実験センター長、つくば機能植物イノベーション研究センター長、プラズマ研究センター長、放射線・アイソトープ地球システム研究センター長		40,000円
	アカデミックサポートセンター長、地中海・北アフリカ研究センター長、サイバニクス研究センター長、人工知能科学センター長、西アジア文明研究センター長、山岳科学センター長、微生物サステイナビリティ研究センター長、ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター長、トランスボーダー医学研究センター長、宇宙史研究センター長、エネルギー物質科学研究センター長、サイバーメディスン研究センター長、研究基盤総合センター長、学術情報メディアセンター長、グローバルコミュニケーション教育センター長、体育スポーツ局次長、アドミッションセンター長、保健管理センター所長、プレジジョン・メディスン開発研究センター長、未来社会工学開発研究センター長、スポーツイノベーション開発研究センター長、ヘルスサービス開発研究センター長、テラーメイド QOLプログラム開発研究センター長、イノベティブ計測技術開発研究センター長、革新的創薬開発研究センター長、デジタルネイチャー開発研究センター長、健幸ライフスタイル開発研究センター長、ゼロCO <sub>2</sub> エミッション機能性材料開発研究センター長、スチューデントサポートセンター長		30,000円

一貫制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は区分制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー		40,000円
修士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士前期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士後期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は3年制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー		20,000円
グローバル教育院の学位プログラムリーダー		20,000円
体育スポーツ局の統括長		20,000円
国際産学連携本部の本部審議役		40,000円
国際室長、グローバル・commons長、資産運用・ファイナンス室長、事業・リレーション推進室長、学長補佐室長、つくば・地域連携推進室長、情報環境機構長、情報セキュリティリスク管理室長、学生生活支援室長、学生相談室長、国際交流支援室長、環境安全管理室長、教育社会連携推進室長、教学デザイン室長、教学マネジメント室長、JV-Campus連携室長、利益相反・輸出管理マネジメント室長、研究デザイン室長、研究マネジメント室長、グローバル教師力開発推進室長、アーカイブズ館長、高細精医療イノベーション研究コア長		20,000円
調整官		117,500円
広報局次長、事業・ファイナンス局次長、部長、副理事	8級	94,000円
	7級	88,500円
課長、室長（一般職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）、エリア支援室長	6級	72,700円
	5級	69,400円
東京キャンパス	ビジネスサイエンス系長	120,000円
	学術院長	80,000円
	ビジネス科学研究群長	70,000円
	働く人への心理支援開発研究センター長、スマートウエルネスシティ政策開発研究センター長	30,000円
	理療科教員養成施設長	30,000円
	一貫制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は区分制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー	40,000円
	修士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士前期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士後期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、3年制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は専門職学位課程の専攻長	20,000円

	附属学校教育局次長（教育職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）		40,000円
	部長	8級	94,000円
		7級	88,500円
	課長、社会人大学院等支援室長	6級	72,700円
		5級	69,400円
附属学校	校長		40,000円
マレーシア校	海外教育拠点支援室長	6級	72,700円
		5級	69,400円

備考

- この表の職種に対応する職務の級が掲げられていない場合又は新たに管理職手当を受けることとなった場合の管理職手当の額は、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。
- 異動又は採用となった者のうち、当該異動又は採用前に管理職手当の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者の管理職手当の額については、当該異動前の管理職手当又は採用前の管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる場合には、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。

別表第11 (第27条関係)

期間の区分	額 (円)
1年未満	51,100
1年以上2年未満	51,100
2年以上3年未満	51,100
3年以上4年未満	51,100
4年以上5年未満	51,100
5年以上6年未満	51,100
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300
22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700
(備考)	この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用又は異動の日以後の期間から法人規程に定める期間を除いた期間を示す。



別表第12（第46条関係）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員（一） 俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員（二） 俸給表	5級	100分の10
	4級、3級（労務職員（乙）に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。）	100分の5
教育職員（一） 俸給表	5級	100分の15（法人規程に定める職員にあつては100分の20）
	4級、3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち法人規程に定める職員にあつては100分の15）
	2級（基準日現在2級29号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（一） 俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（二） 俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。）	100分の5

別表第13（第46条関係）

職 種	加算割合
調整官	100分の25
副学長（理事である者を除く。）、学術院長、研究群長、学群長、総合学域群長、系長、附属図書館長	100分の15
広報局次長、事業・ファイナンス局次長、部長、特定の事項を所掌させるため学長が告示する職のうち本部部长に相当するもの、附属学校教育局次長（一般職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）	100分の15

別表第14 年俸制教員業績給表(第49条の4関係)

号	年額	基本月額
1	60,000	5,000
2	120,000	10,000
3	180,000	15,000
4	240,000	20,000
5	300,000	25,000
6	360,000	30,000
7	420,000	35,000
8	480,000	40,000
9	540,000	45,000
10	600,000	50,000
11	660,000	55,000
12	720,000	60,000
13	780,000	65,000
14	840,000	70,000
15	900,000	75,000
16	960,000	80,000
17	1,020,000	85,000
18	1,080,000	90,000
19	1,140,000	95,000
20	1,200,000	100,000
21	1,260,000	105,000
22	1,320,000	110,000
23	1,380,000	115,000
24	1,440,000	120,000
25	1,500,000	125,000
26	1,560,000	130,000
27	1,620,000	135,000
28	1,680,000	140,000
29	1,740,000	145,000
30	1,800,000	150,000

31	1,860,000	155,000
32	1,920,000	160,000
33	1,980,000	165,000
34	2,040,000	170,000
35	2,100,000	175,000
36	2,160,000	180,000
37	2,220,000	185,000
38	2,280,000	190,000
39	2,340,000	195,000
40	2,400,000	200,000
41	2,460,000	205,000
42	2,520,000	210,000
43	2,580,000	215,000
44	2,640,000	220,000
45	2,700,000	225,000
46	2,760,000	230,000
47	2,820,000	235,000
48	2,880,000	240,000
49	2,940,000	245,000
50	3,000,000	250,000

別表第15 年俸制教員特別手当表(第49条の6関係)

区分	手当額(円)
I	1,000,000
II	500,000